

## 建築基準法第12条第1項及び第3項に定める定期報告制度における調査・検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式(その2)について

### 趣旨

前回(平成19年10月11日にパブリックコメント開始)にお示しできていなかったロープ式エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機について、検査の項目並びに項目ごとの検査の方法、是正の必要性等の判定基準の告示の案(資料2)及び定期報告書の様式のうち成績表・検査表に係る部分(第三面)の案(資料3)をお示しするものです。

なお、建築基準法第68条の26に基づき構造方法等について大臣の認定を受けるものについては、検査の項目並びに項目ごとの検査の方法、是正の必要性等の判定基準についても認定の対象とし、認定された検査の項目、方法、判定基準に基づき定期検査を実施することとします。